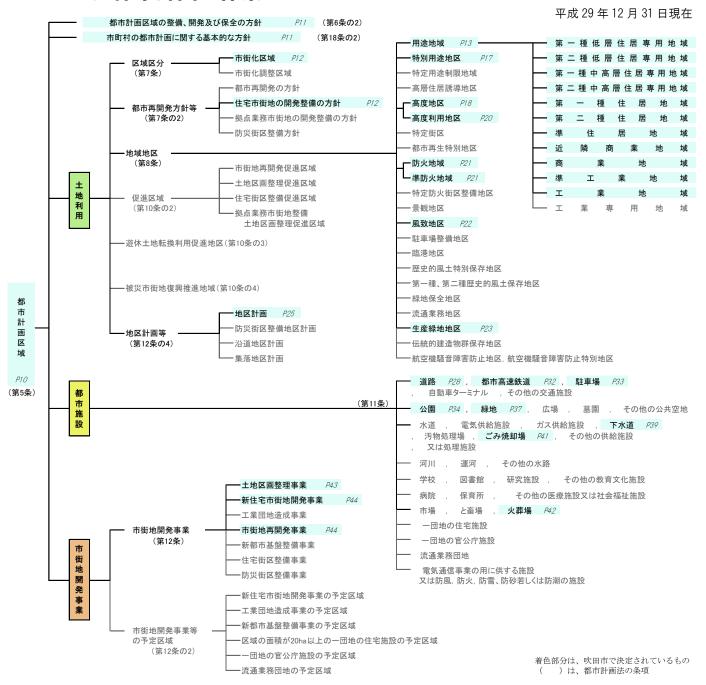
II 都市計画の概要 outline of city planning

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法(以下、「法」といいます。)の規定に従い定められたものをいい(法第4条第1項)、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものです

1. 都市計画の体系



2. 都市計画決定の状況

平成 29 年 12 月 31 日現在

	種 類	内	容			種	類	-	ı	力	容
±	都市計画区域	約	3,609 ha	都	道			路	43路線	約	87,100 m
地	市街化区域	約	3,609 ha	市	都	市高	速载	失 道	2路線	約	6,750 m
利用	市街化調整区域		0 ha	施設	馬主	j	車	場	7ヶ所	約	15,030 m ²
P12~	用 途 地 域	約	3,425 ha	P28~	公			袁	93ヶ所	約	248 ha
P12.0	特別用途地区	2地区 約	170 ha		緑			地	2ヶ所	約	70 ha
					公	共 -	下水	道	5処理区	約	3,582 ha
	高度地区	10種類 約	3,387 ha		ご	みり	尭 却	場	1ヶ所	約	3 ha
	高度利用地区	2地区 約	5 ha		火	Į	葬	場	1ヶ所	約	9,500 m ²
	防火及び準防火地域	約	1,183 ha		 種 類			内		容	
	風 致 地 区	3地区 約	137 ha	開市発街	土土	也区画		事 業	8地区	約	383 ha
	生 産 緑 地 地 区	187地区 約	46 ha	事地業	新住宅市街地開発事業			事業	1地区	約	125 ha
	地 区 計 画	11地区 約	806 ha	₹ <i>P43</i> ~	市省	哲地 再	開発	事 業	3地区	約	7 ha

3. 都市計画区域

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある 区域(法第5条第1項)のことをいい、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及 び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、 社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土 地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を指定しています。

大阪府では、本市を含む北摂7市3町からなる「北部大阪都市計画区域」のほか、「東部 大阪都市計画区域」、「南部大阪都市計画区域」及び「大阪都市計画区域」の4つの都市計画 区域を指定しています。

4. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都は間図域マスタープラン)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、市街化区域と市街化調整区域の区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです(法第6条の2)。

都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、 産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす るとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都 市計画の基本的な方向性を示すものとして定められるものです。

大阪府では、本市を含む「北部大阪都市計画区域」における「北部大阪都市計画区域マスタープラン」について、平成28年(2016年)3月に一部改定を行いました。

5. 市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)

都市計画マスタープランは、本市総合計画並びに北部大阪都市計画区域マスタープラン に即して本市が定める都市計画に関する基本的な方針のことをいいます(法 18 条の 2)。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定めるものです。

本市では、平成 16 年 (2008 年) に都市計画マスタープランを策定し、概ね 20 年先の目標年次に向け、都市計画に関する施策を推進してきましたが、社会経済情勢や上位・関連計画、関連する施策の進捗、市民の意識といった本市を取り巻く様々な動向が変化していることから、策定以降生じた新たな課題に対応するため、平成 23 年度 (2011 年度) から見直し検討を始めました。これまでの進捗状況を検証し、市民アンケートやまちづくりワークショップなどを実施するとともに、都市計画審議会の意見等を踏まえ、平成 27 年 (2015 年) 3 月に改訂を行いました。